

通知カードは
11月中旬にお届けします

みなさまに個人番号をお知らせする『通知カード』は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が、11月中旬に発送を開始します。それにより、全世帯にお届けが完了するのは、11月末頃となる見込みです。もし、11月中旬に通知カードが自宅に届かない場合は、市民課までご連絡ください。

『個人番号カード』を
ご希望の方は

『個人番号カード』は、通知カードと同封された交付申請書での申請のほかにも、スマートフォン等による電子申請も可能です。（※手数料無料）
交付申請後、市から交付通知書が届いた方は、市民課窓口で本人確認と暗証番号を入力後、個人番号カードを受領いただくこととなります。受領の際には、①通知カード、②交付通知書、③住民基本台帳カード（所持されている方のみ）、④本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）が必要です。忘れずにご持参ください。

『個人番号カード』の
利用先

個人番号カードは、本人確認書類として利用できるほか、電子証明、またはインターネット上での様々なサービスの利用など、1枚のカードで多くのことに使えるよう、多機能化が進められています。
なお、社会保険や税に関する手続きの簡略化のため、事業所等で利用されることが決まっています。勤務先から個人番号の提示を求められることがありますが、法律や条例で定められた手続きでしか使用されることはありません。（個人番号からの情報取得には、多くの制限がかけられているため、法に定められた以外の情報を閲覧することはできません。）

『個人番号カード』の
セキュリティ対策

万一、カードを紛失した場合に備え、24時間365日体制のコールセンターが設置されます。紛失等の連絡を本人から受け次第、そのカードは、速やかに一時停止されます。多くのセキュリティ対策により、カードを拾得した他者が個人番号を悪用することは困難を極めます。また、カード本体にも悪用防止の措置が施されるので、他者が偽造等の悪用することは不可能であるとされています。

暗証番号を
考えてみてください

個人番号は大切な情報なので、個人番号カードには複数の暗証番号を設定して管理します。交付通知書が届きましたら、市役所で交付を受ける前に、あらかじめ暗証番号を決めておいてください。多くの方が申請され、ご案内できるまでに相当の時間を要することが予想されますが、お待ちいただく時間を少しでも短くするために、みなさまのご協力をお願いいたします。

種類	文字数
①署名用電子証明書の暗証番号	英数字6文字以上 16文字以下
②利用者証明用の暗証番号	数字4桁 (※②③④は同じ暗証番号を設定することも可能です)
③住民基本台帳事務用の暗証番号	
④券面事項入力補助用の暗証番号	

考えてきていただく暗証番号は次のとおりで、最低2種類は必要です。

通知カードは11月中旬にお届けします

通知カードの下部にあります

①個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書

②説明用パンフレット（カラー8ページ）

③個人番号カード交付申請書の提出用封筒

個人番号カードはこんなカードです

（表面）

おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載されており、身分証明書として利用できます。

（裏面）

うらな面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができます。

マイナンバーは、今後、一生使うものです。番号が漏れ、不正に使用されるおそれがあるなどの場合を除き、変更されませんので、大切に管理しましょう。

マイナンバーは、今後、一生使うものです。番号が漏れ、不正に使用されるおそれがあるなどの場合を除き、変更されませんので、大切に管理しましょう。

マイナンバーは、今後、一生使うものです。番号が漏れ、不正に使用されるおそれがあるなどの場合を除き、変更されませんので、大切に管理しましょう。

マイナンバーは、今後、一生使うものです。番号が漏れ、不正に使用されるおそれがあるなどの場合を除き、変更されませんので、大切に管理しましょう。

北播磨広域定住自立圏形成協定を締結しました

10月5日、加東市滝野図書館で、加東市および加西市(中心市)と西脇市および多可町(近隣市町)との間において、北播磨広域定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。調印式には、3市1町の議会議長、来賓として兵庫県の関係各位に同席いただき、市町長が協定書に署名を行いました。調印終了後には、4人の市町長が固く手を取り合い、魅力ある圏域づくりに取り組んでいくことを誓いました。



協定の目的

総務省が推進する定住自立圏構想に基づき、3月2日に共同で中心市宣言を行った加東市および加西市と、その中心市宣言に賛同した西脇市および多可町との間において、相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保・充実し、圏域における定住を促進することを目的としています。

連携する政策分野とその取り組み内容

- 生活機能の強化
 - 医療 医療体制の確保、医療連携の強化
 - 福祉 子育て支援の充実
 - 教育 文化・スポーツの振興、質の高い教育環境の整備
 - 土地利用 都市機能の連携強化
 - 産業振興 鳥獣被害防止対策の推進、地域資源のブランド化、創業支援の推進
 - 生活 広域防災体制の整備強化、水道事業の広域連携、環境・エネルギー対策の推進、住民相談窓口の相互利用等
 - その他 税務情報整備の広域化

- 結びつきやネットワークの強化
 - 地域公共交通 地域公共交通の広域連携
 - ICTインフラの整備 自治体情報システムの効率化
 - 交通インフラの整備 広域幹線道路の整備促進
 - 地域内外の住民との交流・移住促進 観光資源の開発
- 圏域マネジメント能力の強化
 - 中心市等における人材の育成および外部からの人材の確保

今後の取り組み

協定の締結によって形成された圏域の将来像や協定に基づき推進する具体的な取り組みなどを定める定住自立圏共生ビジョンを、民間団体や地域のみなさまで構成する北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会における検討を経て、策定します。

北播磨広域定住自立圏共生ビジョン(素案)についてのご意見を募集しています。

募集の期限 11月9日(月)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。協働部企画協働課までお問い合わせください。

問い合わせ 協働部企画協働課(庁舎4階) ☎43-0388

平成28年度アフタースクールの入所児童を募集します

対象 放課後において、保護者や同居の親族が、仕事や病気などの理由により、家庭で保育できない市内小学校1年生から6年生までの児童（継続入所を希望される場合にも、申し込みが必要です）

受付期間 11月2日(月)から11月30日(月)まで

※平成28年4月から7月に利用を開始する児童のみ受け付けます。
※夏休み以降に利用を開始する児童については、平成28年5月に受け付けます。

入所手続 申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、子育て支援課に持参してください。申込書は子育て支援課、市内各アフタースクール・市内各保育園にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

添付する書類 勤務証明書など保育できないことを証明する書類

※18歳以上65歳未満の同居者全員分
※申し込みが定員を超えた場合は、入所できないことがあります。
※受付期間終了後も利用児童の入所申込を受け付けますが、今回提出された申し込みを優先して審査します。
※障がいがある、または障がいがあると思われる児童については、事前に子育て支援課へご相談ください。

問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408

住民票と異なる場所にお住まいの方へ

やむを得ない理由により、住民票と異なる場所にお住まいの方は、申請により、現在の居所で通知カードを受け取ることができます。

申請期限 12月28日(月) (予定)

対象者

- 東日本大震災による被災者の方
- DV、ストーカー行為、児童虐待等による被害者の方
- 一人暮らしで長期入院・入所が見込まれる方等

詳しくは、市民課までお問い合わせください。

問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390